



東近江市消防操法大会開催



ポンプ車操法の部優勝の第4方面隊

6月27日(日)、滋賀県消防学校(神郷町)で、東近江市、市消防団、滋賀県消防協会東近江支部主催の「東近江市消防操法大会」が開催され、「ポンプ車操法」と「小型ポンプ操法」の2種目を、それぞれ事前に割り当てた各方面隊の代表チームで競い合いました。

当日は雨が降り、滑りやすい状況であったにもかかわらず、各隊は日頃の鍛錬の成果を見事に披露しました。

なお、ポンプ車操法の部優勝、小型ポンプ操法の部優勝・準優勝の3隊は、東近江支部代表と



小型ポンプ操法の部優勝の第6方面隊

して8月1日(日)開催の第45回滋賀県消防操法訓練大会に出場します。

大会の結果

●ポンプ車操法の部
優勝 第4方面隊(五個荘)
準優勝 第5方面隊(愛東)
第3位 第1方面隊(八日市)

●小型ポンプ操法の部
優勝 第6方面隊(湖東)
準優勝 第2方面隊(八日市)
第3位 第8方面隊B(蒲生)
第4位 第7方面隊(能登川)
第5位 第3方面隊(永源寺)
第6位 第8方面隊A(蒲生)

夏休み、みんなで行こう!

コトナリエサマーフェスタ

8月7日(土)~15日(日) (小雨決行) 場 ひばり公園 (池庄町)

- 7日 17:30~21:30 オープニングイベント(キッズダンスパフォーマンス、点灯式、幻想ライブ、打上花火、バザー、環境企業展)
- 8日~15日 18:30~21:30 バザー、日替わりミニイベント
- ★ 7日は、入場の際に運営協力金300円(小学生以下は無料)をお願いします。
- 無料シャトルバスを運行(7日のみ)

- ① 東近江市役所駐車場(始発17:00、八日市駅経由) ⇄ 湖東支所(最終22:30)
- ② あいとうマーガレットステーション(始発17:00) ⇄ 湖東支所(最終22:30)

詳しくは、ホームページをご覧ください。http://www.kotonarie.tv/

問 東近江市湖東商工会 ☎ 0749-45-2571 IP 050-5801-2571

問 湖東支所地域振興グループ ☎ 0749-45-0511 IP 050-5801-0511

廃食油から作られた燃料で、25万個の環境にやさしい光が、幻想的な世界を演出します。



せきとう 石塔フェスティバル

8月22日(日) 18:30から (小雨決行)

場 石塔交流公園、石塔寺境内(石塔町)

- 阿育王塔と3万体の石仏に護摩とろうそくの奉納 ● 人形供養(極楽寺)
- 炎の海 ● 大鍋祭り ● アトラクション ● 抽選会など

問 蒲生支所地域振興グループ ☎ 0748-55-4881 IP 050-5801-4881

護摩の炎とろうそくの灯火が、あたり一面に幽玄の世界をかもし出します。



環境関連補助金を地域商品券で交付！

～近江商人の発想で「環境と地域経済の共存」モデルを実施～

市では、総務省が提唱する「緑の分権改革」を受け、環境と地域経済の共存をめざす「東近江モデル」確立のための試みの一つとして、市内7経済団体（商工会議所・商工会）などと連携し、7月1日から、これまで現金で交付していた環境関連補助金を、地域商品券（名称「三方よし商品券」・有効期限3か月間）で交付しています。

地域商品券で交付する対象は、
①住宅用太陽光発電システム設置補助金（1キロワットあたり2万円・上限10万円）

②住宅用雨水貯留施設設置補助金（設置に要する総経費の3分の1・上限6万円）

③国の「住宅版エコポイント」適用住宅に対し、新築・リフォームとも獲得エコポイントの6分の1にあたる金額分について、市独自に補助金を上乗せする制度（上限5万円）
のあわせて3つです。

申請受付と審査、補助金額の決定は市役所生活環境課で行い、商品券の発行・交付事務は八日市商工会議所が担当しま

す。受け取った商品券は額面500円単位で、市内の取り扱い商店で使用することができま
す。（登録数約300店舗）

今回の提案は、環境に配慮した生活をめざす市民を、市と商工団体が支援し、さらに商品券を流通させて地元商工業の振興をはかりながら、地域全体の脱温暖化・省エネ社会の実現をめざすという、いわば環境の『三方よし』モデル「快適なエコライフ（市民⇨買い手）」、「地域経済の活性化（商工業者⇨売り手）」、「地球温暖化防止・省エネ社会の実現（社会⇨世間）」を、近江商人発祥の地から全国に提唱しようとする試みのものです。

閩生活環境課

☎0748-24-5633

IP0501580115633



商品券交付の様子

東近江市平和祈念展 2010開催

第一弾

時 8月11日(水)～8月19日(木)
10:00～17:00 (16日(月)は休館)
場 八日市文化芸術会館(青葉町)

第二弾

時 10月14日(木)～11月7日(日)
10:00～17:00
場 愛東公民館(下中野町)



◆市内戦跡巡り

時 8月15日(日) 10:00～14:00
場 布引山の掩体壕ほか
定 30人(申し込みが必要)
申 閩企画課
☎ 0748-24-5610
IP 050-5801-5610

緑の分権改革～多分野連携の東近江モデル～ 地域の事例紹介

びわ湖の森を元気にしよう! ～湖東地域材循環システム協議会(kikito)～

湖東地域材循環システム協議会(以下 kikito)は、琵琶湖の東部地域で活躍する森林所有者や製材業者、木製品加工業者、家づくり団体、設計士、木質エネルギー事業者、市民団体、デザイナー、行政など多分野の21団体で組織されています。kikitoでは、端材を活用したオシャレな木製品、細い材料を活用したファイルなどの紙製品を商品化して販売したり、建築用材の相談にも応じています。これらの商品には、「森へ還す」資金が上乗せされており、商品を購入することで地域の豊かな森を未来につなぐことに協力することができます。なお、地元企業とkikitoのコラボ商品としてエコバックを共同開発し、その売り上げの一部を活動資金としたり、NPO法人碧いびわ湖や文房具店なども販売・広告のための新たなネットワークが広がりつつあります。また、kikitoでは、温暖化防止に貢献する森林の機能としてCO₂吸収量や木材のCO₂固定量の認証を行うなど、さまざまな角度からびわ湖の森を元気にするための活動に取り組んでいます。



詳細は、ホームページ (<http://www.kikito.jp/>) をご覧ください。

このように、地域のさまざまな分野が連携し、地域の資源を活用したビジネスが生まれていくことは、緑の分権改革がめざす「創富力(富を生み出す力)」のアップにつながります。

閩緑の分権改革課

☎0748-24-5563

IP050-5802-9021



児童扶養手当

申問 ども家庭課 ☎ 0748-24-5643 IP 050-5801-5643
FAX 0748-24-1052 または各支所

8月1日から、父子家庭のみなさんにも児童扶養手当が支給されます

(※この制度は所得制限があります)

大事なお知らせ

- ◆ひとり親家庭に対する自立を支援するため、8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。
- ◆児童扶養手当を受給するためには申請(認定請求)が必要です。11月30日までに忘れずに手続きをしてください。(11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります)

児童扶養手当とは?

- ◆子どもを養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、また、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

父子家庭の支給要件は?

- ◆次の①～⑤のいずれかに該当する子どもを監護し、生計が同一の父に支給されます。
 - ①父母が婚姻を解消した子ども
 - ②母が死亡した子ども
 - ③母が一定程度の障がいの状態にある子ども
 - ④母の生死が明らかでない子ども
 - ⑤その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)

手当額(月額)は?

- ◆具体的な手当額は所得や子どもの人数に応じて決まります。
 - 児童1人の場合
全部支給：41,720円 一部支給：41,710円～9,850円
 - 児童2人以上の加算額
2人目：5,000円 3人目以降1人につき：3,000円

父子家庭の人が受給するためには?

- ◆11月30日までに申請いただくと、次の取り扱いとなります。
 - ・7月31日までに支給要件に該当している人
→ 11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。
 - ・8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した人
→ 11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。
- ◆11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、早めにお問い合わせの上、11月中に手続きをしてください。

申請手続きに必要なものは?

- ◆申請に当たっては、受給資格者および該当する子どもの戸籍謄本(抄本)や住民票が必要です。詳しくはども家庭課または各支所の福祉グループまでお問い合わせください。



児童扶養手当現況届の受付開始

8月1日から児童扶養手当の現況届の受付が始まります。この届は、受給者および扶養義務者の前年の所得の状況と8月1日現在の児童の養育の状況を確認するための届出であり、所得制限などにより現在手当を受給していない人も届出が必要となっています。

引き続き手当を受けるために必要なものですから、必ず受付期間中に提出をしてください。

★受付期間：8月2日(月)～8月31日(火)

★受付場所：東近江市役所東庁舎B会議室

または居住地区の各支所福祉グループ



バケツリレー訓練の様子

IP 050-5801-5617
☎ 0748-24-5617

問 生活安全対策課

ください。

内容は、避難誘導・火災防衛・初期消火・水防・応急救護・炊き出し・給水などの訓練や、煙・地震の体験コーナーなどがあります。ぜひ、みなさんもご参加ください。

近年、局地的な集中豪雨や直下型の地震により、各地で甚大な被害が出ています。市では災害に備え、防災への意識を高めるため市民参加による総合防災訓練を実施します。

場 永源寺運動公園(上二俣町)、和南会場(和南町)

時 8月29日(日)
6時30分～9時30分

総合防災訓練

東近江市



国民健康保険

☎保険年金課 ☎0748-24-5631 IP050-5801-5631

高齢受給者証が新しくなりました

8月1日から「国民健康保険高齢受給者証」が新しくなりました。国民健康保険に加入されている70歳以上75歳未満の人には7月下旬に郵送しましたので、お名前や生年月日などをお確かめください。

8月1日からお医者さんにかかるときは、国民健康保険被保険者証（紫色）と**新しい高齢受給者証**

（うすだいたい色）の提示が必要です。古い高齢受給者証（水色）は7月31日で無効になっていますので、8月中に市役所保険年金課または各支所、市立公民館、市立コミュニティセンター、保健センターへお返しいただくか、各自破砕処理のうえ処分いただきますようお願いいたします。

高齢受給者証が届いていない場合などはお問い合わせください。

「限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

70歳未満の国民健康保険加入者が入院したとき「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、支払う医療費の自己負担金が一定の限度額までとなります。（下表参照）

これにより、多額の医療費を一旦支払ったり、高額医療費の払い戻しの手続きをする必要がなくなりますので、入院前に交付の手続きをしてください。

なお、7月末が有効期限の限度額適用認定証を

お持ちの人で8月以降も必要な人は、更新の手続きをしてください。

◎手続き

国民健康保険被保険者証と印鑑を持参のうえ、保険年金課または各支所で申請を行い、認定証の交付を受けてください。更新の人は、今お持ちの認定証も持参してください。

※国民健康保険料を滞納している人は、認定証の交付が受けられません。

所得区分	医療費の自己負担限度額（月額）	食事代（1食）
一般	80,100円+A A=(かかった医療費-267,000円)×1%	260円
上位所得者(※)	150,000円+B B=(かかった医療費-500,000円)×1%	260円
市民税非課税世帯	35,400円	210円または160円 (入院日数により異なる)



AおよびBはそれぞれ医療費が267,000円および500,000円を超えた場合に加算されます。

※上位所得者とは、国民健康保険料算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯。所得の申告をしていない人も上位所得者となります。

平成22年度の保険料

区分	保険料（月額）
保険料（免除なし）	15,100円
4分の1納付（4分の3免除）	3,780円
半額納付（半額免除）	7,550円
4分の3納付（4分の1免除）	11,300円

☎0748-24-5631
IP050-5801-5631

お手元に一部免除後の納付書が届いていない場合は、彦根年金事務所国民年金課（☎0749-23-1114）へご連絡ください。

保険料一部免除の承認を受けられた人は、保険料の納付が必要です。国民年金保険料の免除申請をされた人のうち、一部免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）が承認された人は、免除後の保険料の納付が必要です。免除後の保険料の納付をされない、未納と同じ取り扱いになりますのでご注意ください。納付期限は通常の保険料と同じ翌月末です。また納付期限から2年を経過すると納付することができません。

国民年金

将来への橋わたし

